

適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

当院では、どの病期でもその人らしく過ごせるように多職種から構成される医療・ケアチームで患者とその家族に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とし、医療・ケアを進めるものとする。

2. 当院の医療・ケアのあり方

- 1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行い、それに基づいて医療・ケアチームは医療・ケアを受ける患者および家族と十分に話し合い、患者による意思決定を基本としたうえで医療・ケアの提供を進める。
- 2) 患者の意思は変化しうるものであることを踏まえ、患者自らの意思をその都度示し伝えられるような支援を医療・ケアチームにより行い、患者との話し合いを繰り返し行う。
- 3) 患者自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる方も含めて患者との話し合いを繰り返し行う。この話し合いに先立ち、患者は特定の家族等を自からの意思を推定する方として前もって定めておくことを推奨する。
- 4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- 5) 医療・ケアチームにより可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者および家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
- 6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、対象とならない。

3. 当院における医療・ケアの方針に関する意思決定の進め方

1) 患者本人の意思が確認できる場合

方針の決定は患者による意思決定を基本とし、家族も関与しながら医療・ケアチームから適切な情報の提供と説明を行う。そのうえで、患者と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを行い、患者による意思決定を基本として医療・ケアチームが協力し方針を決定する。

時間の経過、心身の状態の変化、医学的状态等により患者の意思は変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより適切な情報の提供と説明がなされ、患者が自らの意思をその都度示し伝えることができるように支援する。患者が自らの意思を伝える事ができなくなる可能性があるため、その時の対応についても予め家族等を含めて話し合いを行う。

2) 患者本人の意思が確認できない場合

患者の意思を推定できない場合には、医療・ケアの方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討し決定する。

- (1) 家族等が患者の意思を推定できる場合は、その推定意思を尊重し患者にとって何が最善の方針を決定する。
- (2) 家族等が患者の意思を推定できない場合は、患者にとって何が最善であるかについて患者に代わる方として家族等と十分に話し合い、患者にとっての最善の方針を決定する。
- (3) 家族等がいない場合および家族等が判断を主治医および医療・ケアチームに委ねる場合には、主治医等の申し入れにより臨床倫理委員会でその方針を審議する。

3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

方針の決定に際し以下のような場合においては、主治医および医療・ケアチームから当院の臨床倫理委員会に相談し方針についての助言を得る。

- (1) 患者と主治医および医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケア内容について合意が得られない場合
- (2) 家族等の中で意見がまとまらない場合や主治医および医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケア内容についての合意が得られない場合
- (3) 心身の状態等により主治医および医療・ケアチームの中で、妥当で適切な医療・ケアの決定が得られない場合

参考資料

- 1 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン、厚生労働省 2018年改訂
- 2 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン、厚生労働省 2019年
- 3 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン、厚生労働省 2018年

尾道市立市民病院

2025年1月7日